

高知県文化芸術振興ビジョン評価委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 高知県が策定した高知県文化芸術振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）に掲げる施策ごとの目標を設定した行動計画の進捗状況を評価し、高知県の文化芸術のさらなる振興につなげるために、高知県文化芸術振興ビジョン評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 評価委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業について協議を行う。

- （1）ビジョンの行動計画に基づく評価に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、ビジョンの推進に関する事項

（委員及び組織）

第3条 評価委員会の委員は、知事の委嘱する委員10名以内をもって構成する。

（委員長を選任）

第4条 評価委員会には、委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。

（委員長の職務）

第5条 委員長は評価委員会を代表し、評価委員会の会議を主宰する。

（任期等）

第6条 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員の交代又は増員による場合は、他の委員の残任期と同じとする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会議）

第7条 評価委員会の招集は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 評価委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 3 評価委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、事業内容の説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 第1項の規定によらず、第1回目の会議は文化生活スポーツ部長が招集する。

（庶務）

第8条 評価委員会の庶務は、高知県文化生活スポーツ部文化振興課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。